

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

水産課

法令名	佐賀県漁港管理条例			法令番号	昭和48年条例第16号		
手続名	使用料等の後納に関する承認			根拠条項	第13条第3項		
審査基準	次の要件を満たす場合において許可を与える。 1. 前納することができない特別の理由があると認められるものであること 2. 後納とした場合、使用料等を確実に支払う見込みがあると認められるものであること						
	受付機関	農林事務所	処理機関	農林事務所	交付機関	農林事務所	標準処理期間 30日 標準経由期間 日